

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス 台湾

令和3年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ 税理士法人

2022年1月



目次

| | | | |
|--------------------------------|----|--|----|
| 台湾の税制概要 | | ホットトピックス | 16 |
| 法人税コンプライアンス | 3 | 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置 | 19 |
| 課税所得計算 | 4 | 台湾の移転価格税制の概要、台湾特有の事項、ホットトピックス | |
| 居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税 | 7 | 移転価格税制の概要 | 21 |
| 進出・撤退時の留意すべき課税関係 | 8 | LF/MFの概要 | 23 |
| 進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較 | 10 | 国別報告書に相当する情報の概要 | 25 |
| 雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税 | 11 | 最近の移転価格調査におけるトピックス | 26 |
| 法人課税にかかる各種優遇税制措置 | 12 | 移転価格税制の動向 （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響） | 27 |
| PE課税-PE類型 | 14 | | |
| 税務調査及び異議申立て・税務訴訟 | 15 | | |

台湾の税制概要

法人税コンプライアンス

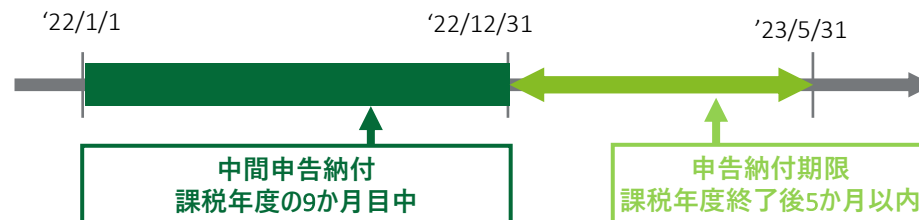
居住者については全世界所得課税となり、所得12万NTD超について標準税率20%で課税される。居住者の範囲について管理支配地主義の導入が可決されているが、施行日は未定である。

法人所得税

| | |
|----------|---|
| 居住者 | 台湾域内で登記された法人は居住者となる。ただし、管理支配地主義（実質的な管理の場所を有する法人が居住者となる規定）の導入が立法院において可決されているが、施行日は未定である。 |
| 居住者の課税範囲 | 全世界所得課税 |
| 税率 | <ul style="list-style-type: none">■ 法人所得税<ul style="list-style-type: none">0%：所得12万NTD以下の場合20%：所得12万NTD超の場合税額上限：12万NTDを超過する所得の50%の金額が税額の上限となる。■ 所得基本税<ul style="list-style-type: none">12%：法人所得税の税額と所得基本税の税額のいずれか高い金額を納付する必要がある（基礎控除は50万NTD）。■ 未処分利益課税<ul style="list-style-type: none">5%：当期の配当可能利益を翌期に配当しない場合、当該未処分利益に対して課税される。 |
| 課税年度 | <ul style="list-style-type: none">■ 暦年■ ただし、税務当局の承認を得て会計年度を課税年度とすることが認められている。 |

| | |
|--------|--|
| 申告納付期限 | 課税年度終了後5か月以内（申告納付期限の延長は認められない） |
| 中間納付 | 課税年度の9か月目中に中間申告納付をする必要がある。 |
| 時効 | <ul style="list-style-type: none">■ 5年■ 申告内容に不正がある場合は7年 |
| 連結納税制度 | 該当なし |
| 税制改正 | 税制改正の時期は決まっていない。 |

例：12月決算の場合



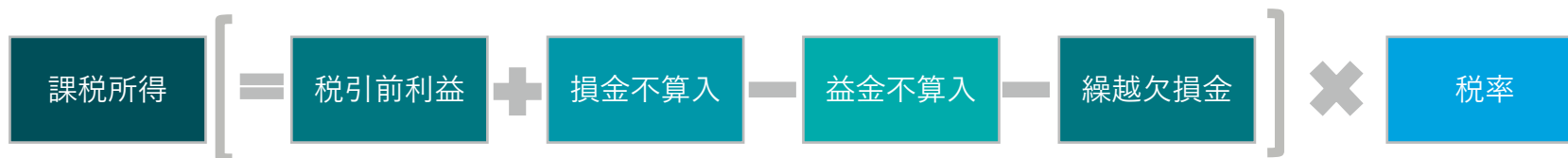
課税所得計算（1/3）

損金性が認められる費用について

- 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

1

通常の業務のために要した
費用又は損失



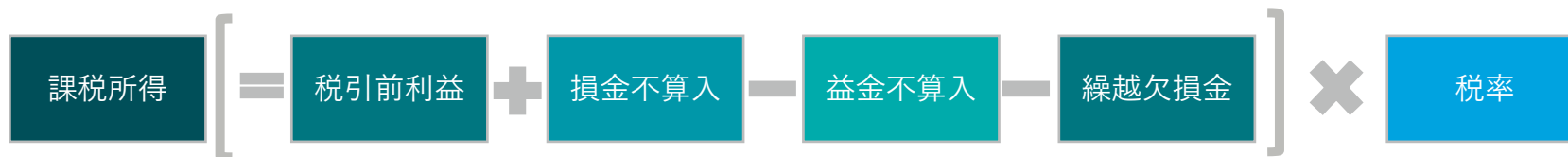
損金算入項目

- 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例

| | |
|--------|---|
| 寄附金 | <ul style="list-style-type: none">■ 公共の防衛等のための一定の寄附金：100%損金算入■ その他の寄附金：所得の10%まで損金算入 |
| 交際費 | 支出に係る証憑を保存していることを条件に、法人所得税法に定められた 損金算入限度額 まで損金算入することができる。 |
| 減価償却費等 | <ul style="list-style-type: none">■ 定額法、定率法等が採用されている。■ 財政部（Ministry of Finance）が公表している耐用年数表より短い耐用年数を採用することはできない。 |

| | |
|---------|--|
| 引当金・準備金 | <ul style="list-style-type: none">■ 貸倒引当金 債権総額の1%を上限に損金算入することができる。■ 退職給付引当金<ul style="list-style-type: none">➢ 確定給付制度：労働者退職積立金はその拠出金を損金算入することができる（条件により給与総額の4%、8%、15%の損金算入限度額が定められている）。➢ 確定拠出制度：労働者退職年金法に基づく労働者退職年金又は年金保険料はその拠出金を損金算入することができる（給与総額の15%が損金算入限度となる）。 |
| | その他 |

課税所得計算 (2/3)

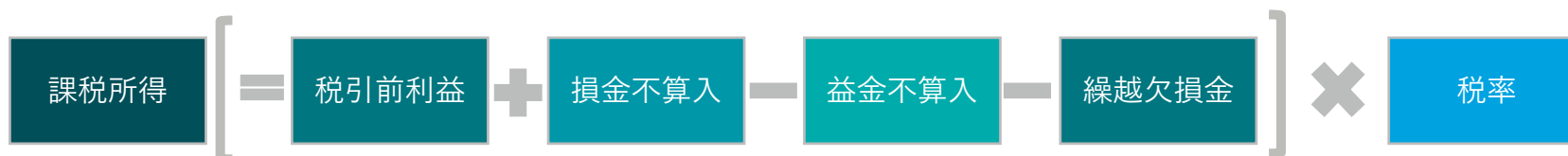


益金算入項目

- 益金不算入 として、留意すべき項目の代表例

| | |
|-------------|--|
| 受取配当 | <ul style="list-style-type: none">■ 台湾法人からの配当：益金不算入■ 台湾域外法人からの配当：益金算入され、原則、台湾域外で支払った源泉税は外国税額控除の対象となる。 |
| キャピタルゲイン・ロス | <ul style="list-style-type: none">■ 一般に、有形・無形固定資産の譲渡から生じるキャピタルゲインは、後述のような免税である譲渡に係るものを除き、通常の事業利益として扱われ、課税所得に含まれる。同様に、キャピタルロスも、免税である譲渡に係るもの及び不動産譲渡から生じるものを除き、通常の事業費用として損金算入となる。■ 不動産譲渡（不動産化体株式に係る取引を含む）については、所有期間に応じて20%（5年超の保有）・35%（2年超5年以下の保有）・45%（2年以下の保有）の特別税率が適用される。ただし、2016年以降に取得した不動産譲渡については通常の法人所得税率20%が適用される。なお、不動産譲渡から生じたキャピタルロスも同じく不動産譲渡から生じたキャピタルゲインに限り相殺することができる。■ 有価証券の売却益、先物取引は法人所得税は免税となるが、証券取引税、先物取引税が課税される。 |

課税所得計算 (3/3)



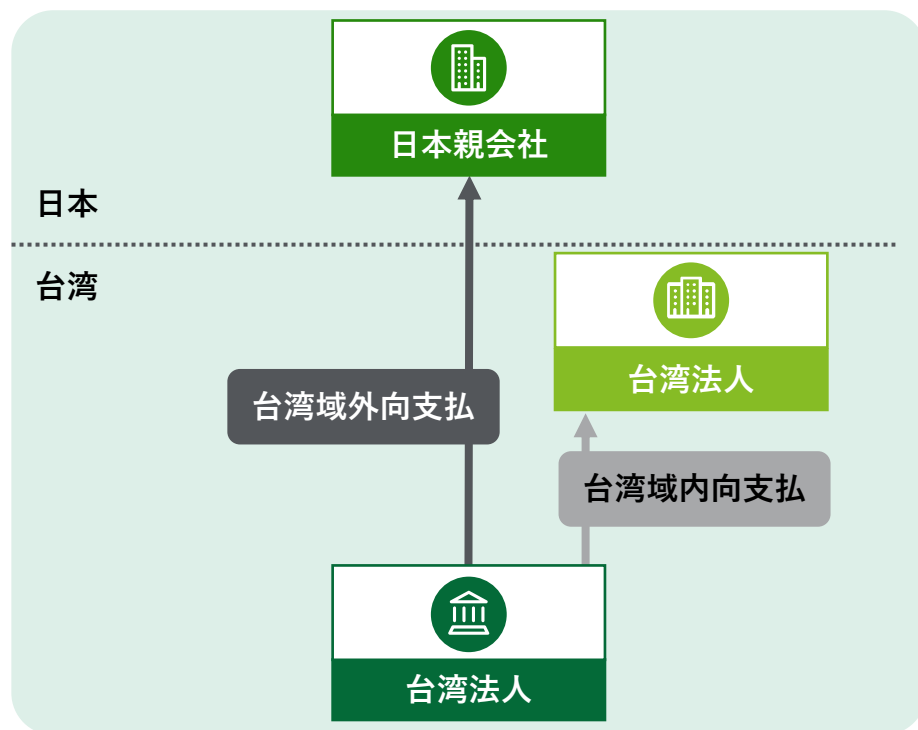
■ 繰越欠損金 について

| | | |
|------|-------|---|
| 欠損金等 | 繰越期限 | 10年間（青色申告書の提出、会計士による確認の等の要件あり） |
| | 繰越限度額 | 無制限（ただし、欠損金の繰越控除を行う事業年度に、居住者法人から益金不算入となる配当を受け取った場合には、当該配当金の額から優先的に控除され、その残額について課税所得から相殺することができる。） |
| | 繰戻し | 不可 |

■ 税率 について

| | |
|----|--|
| 税率 | ■ 法人所得税 0%：所得12万NTD以下の場合 20%：所得12万NTD超の場合 税額上限：12万NTDを超過する所得の50%の金額が税額の上限となる。 |
|----|--|

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



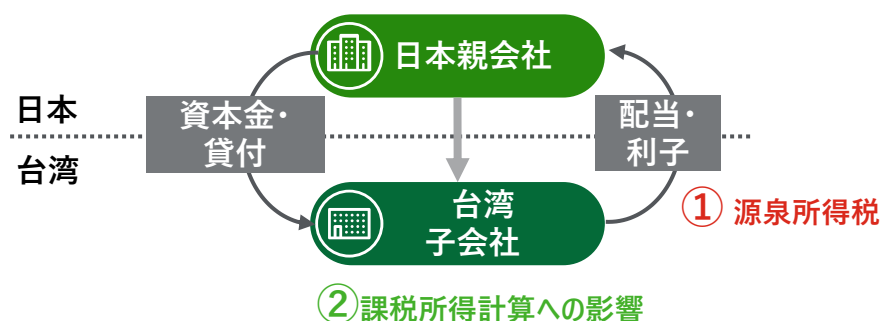
| 受領者 所得 | 税率 | | |
|-----------|----------|------|---------|
| | 居住者 | 非居住者 | |
| | 台湾域内法 | | 民間租税取決め |
| 利子 | 10% | 20% | 10% |
| 配当 | 0% | 21% | 10% |
| 使用料 | 0/10%(*) | 20% | 10% |

(*)：原則：10%

VAT登録事業者である居住者企業に支払われる一定のロイヤリティ：0%

進出・撤退時の留意すべき課税関係 (1/2)

進出時の資金注入した場合の留意点



① 源泉所得税 日本親会社

台湾域内法に基づく場合、台湾法人から日本法人に対して支払われる利子は20%、配当は21%の源泉税が課される。ただし、日台民間租税取決めが適用される場合には、10%の源泉税が課される。

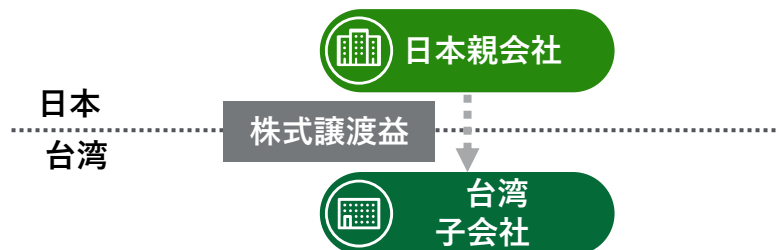
| 対価を受領する者 | 適用税率 | |
|----------|------|-----|
| | 配当 | 利子 |
| 非居住者 | 10% | 10% |

② 課税所得計算への影響 台湾子会社

過少資本税制により、関係会社からの負債総額が自己資本の3倍を超える比率である場合、関係会社への支払利息のうち、控除限度額を超える部分は損金不算入となる。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



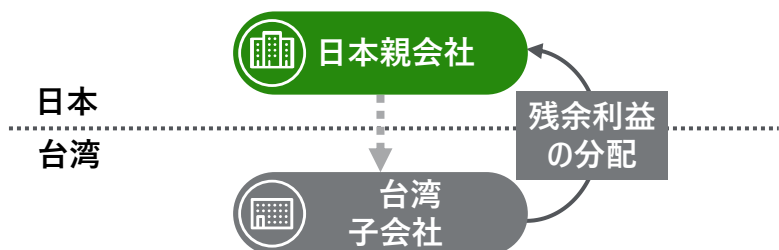
■ 台湾におけるキャピタルゲイン課税

🏢 日本親会社

台湾域内法に基づく場合、台湾法人株式の処分による譲渡益は法人所得税が免除されるが、所得基本税（日本親会社が台湾に事業を行う場所又は代理店を有する場合に限る）の対象となり、証券取引税も課される。また、不動産化体株式の譲渡及び有限会社（株式非発行会社）の譲渡による譲渡益は法人所得税が課税される。

ただし、日台民間租税取決めが適用される場合には、台湾において課税は生じない（不動産化体株式の譲渡等を除く）。

清算時の残余利益に対する課税



■ 台湾における配当課税の有無


🏢 日本親会社

清算による残余財産の分配のうち払込資本を超える額は、剰余金の分配（配当金）として取り扱われる。

台湾域内法に基づく場合、台湾法人から日本法人に対して支払われる配当は21%の源泉税が課される。ただし、日台民間租税取決めが適用される場合には、軽減税率の10%が適用される。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

子会社は全世界所得に課税される一方で、支店は台湾域内源泉所得に課税される。子会社からの配当には源泉税が課されるが、支店からの利益送金については源泉税が課されない。

| |  子会社 (現地法人) |  支店 |
|-----------------------|---|---|
| 課税所得の範囲 | 全世界所得課税 | 台湾域内源泉所得 |
| 法人所得税 適用税率 | 0%：所得12万NTD以下の場合 20%：所得12万NTD超の場合 税額上限：12万NTDを超過する所得の50%の金額が税額 の上限となる。 | 0%：所得12万NTD以下の場合 20%：所得12万NTD超の場合 税額上限：12万NTDを超過する所得の50%の金額が税額 の上限となる。 |
| 申告手続き | 課税年度終了後5か月以内 (申告納付期限の延長は認められない) | 課税年度終了後5か月以内 (申告納付期限の延長は認められない) |
| 利益の還流 | 配当に係る源泉税の税率は、台湾域内法の規定によれば21%であるが、日台民間租税取決めの適用を受けられる場合、10% | 利益送金に源泉税は課されない |

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>従業員の雇用に係るコスト等</p> | <p>社会保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 普通傷害保険 + 雇用保険 月給の10.5% + 1% (70%事業主負担) ■ 労災保険 月給の0.11~0.96% (100%事業主負担) ■ 年金基金 月給の6%以上 (100%事業主負担) ■ 従業員福祉基金 特定の企業は、基金を設立し、以下の拠出を行う必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設立時、資本金の1~5% ➢ 毎月の総事業収入の0.05~0.15% ➢ 毎月の月給の0.5% ➢ 廃棄物売却代金の20~40% ■ 全民健康保険 通常保険：月給の5.17% (60%事業主負担、最大182千NTDの月給に対して課される) 補充保険：2.11% (保険加入金額を超える月給に対して課される) |
| <p>印紙税</p> | <p>金銭の領収書 (受領金額の0.4%)、動産売買契約書 (12NTD/契約書)、請負契約書 (契約金額の0.1%)、不動産売買契約書 (契約金額の0.1%) 等に課される。</p> |
| <p>固定資産税</p> | <p>農地を除く土地に対して地価税、農地に対して農地税、住宅 (所有者又は借主) に対して住宅税が課される。</p> |
| <p>その他間接税</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 証券取引税 株式、公社債等の有価証券の取引価格に対して課される。(取引価格の0.1~0.3%) ■ 非付加価値型営業税 金融保険業、ナイトクラブ等の特殊飲食業、小規模企業 (毎月の総事業収入が20万NTD未満) の売上に対して課される。 |

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>付加価値税 (VAT)</p> | <p>税率</p> <p>標準税率は5% 輸出取引等は0% 土地取引、医療サービス等は免税</p> |
| | <p>課税対象取引</p> <p>台湾域内において行われる資産の譲渡及び役務の提供、輸入</p> |
| | <p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 課税対象取引を行う事業者 ■ 輸入貨物の荷受者 等 |
| | <p>課税期間</p> <p>2か月毎</p> |
| | <p>申告期限及び納付期限</p> <p>課税期間終了後15日以内</p> |
| <p>台湾域外法人によるデジタルサービスへの課税</p> | <p>インボイス制度</p> <p>あり</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 所得税 2017年より、台湾域外法人が台湾域内の購入者に対して電子サービスを提供する場合は法人所得税の納税義務を有する。また、台湾域外法人が台湾域内に事業を行う場所又は代理店を有しない場合には、電子サービスの提供を受けた台湾法人は源泉徴収 (20%) を行う必要がある。 ■ VAT 台湾域内に事業を行う場所を有しない台湾域外法人で、台湾域内の個人に直接電子サービスを行う者は年間売上高が48万NTDを超える場合にVATの申告納税義務がある。 |

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/2)

| 項目 | 対象企業 | 優遇措置内容 |
|---|--------------------------|---|
| <p>産業革新条例 (Statute for Industrial Innovation)</p> | <p>研究開発を行う企業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ Article 10 <ul style="list-style-type: none"> 研究開発を行った場合、以下いずれか一方の適用を受けることができる（税額控除の限度額は研究開発費を計上した事業年度の法人税額の30%）。 <ul style="list-style-type: none"> I. 研究開発費の15%を上限として税額控除（繰越不可） II. 研究開発費の10%を上限として税額控除（2年間繰越可能） ■ Article 10-1 <ul style="list-style-type: none"> 2019年1月から2021年12月の間にスマートテクノロジーに係る研究開発を、2019年1月から2022年12月の間に5G通信に係る研究開発を行った場合、以下いずれか一方の適用を受けることができる（研究開発費は同一課税年度内で100万～10億NTDが限度額であり、税額控除の限度額は研究開発費を計上した事業年度の法人税額の30%）。 <ul style="list-style-type: none"> I. 研究開発費の5%を上限として税額控除（繰越不可） II. 研究開発費の3%を上限として当期から3年以内の各期に税額控除 ■ Article 12-1 <ul style="list-style-type: none"> 研究開発の成果として獲得した知的財産権の譲渡又は許諾に係る収入の範囲内において、研究開発費の最大200%を上限に所得控除の適用を受けることができる（繰越不可）。※10条との選択適用となる。 |
| <p>バイオテクノロジー・新薬産業発展条例 (Statute for the Development of Biotech and New Drug Industries)</p> | <p>条例に基づき認定を受けた企業</p> | <p>研究開発を行った場合、研究開発費及び人材開発費の35%を上限として税額控除の適用を受けることができる（税額控除の限度額は法人税額の50%であり、5年間繰越可能）。</p> |
| <p>自由貿易港区 (Free Trade Zone)</p> | <p>自由貿易地域において取引を行う企業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 一定の要件を充足する場合、法人所得税、関税、物品税、営業税、付加価値税等が免除される。 |

法人課税にかかる各種優遇税制措置（2/2）

| 項目 | 対象企業 | 優遇措置内容 |
|--|------------------|---|
| 法人所得税法 4条 21項 (Sub Item 21, Article 4 of ITA) | 当局の承認を受けた台湾域外法人 | <ul style="list-style-type: none">■ 以下の所得に係る法人所得税は免除される。<ul style="list-style-type: none">➢ 当局の承認を受けて新たな生産技術・製品の導入、製品の品質の向上、生産費の削減を目的として支払われる特許権、商標権等の使用料➢ 当局の承認を受けて重要な製造業のための工場の建設において台湾域外法人が提供する技術サービスの使用料 |
| その他 | サイエンスパーク等に所在する法人 | <ul style="list-style-type: none">■ 一定の税制上の優遇措置が与えられる場合がある。 |

PE課税—PE類型

PEの種類

支店PE

- ① 事業の管理の場所
- ② 支店
- ③ 事務所
- ④ 工場
- ⑤ 作業場
- ⑥ 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業を代表して活動し、企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人



台湾のPE類型は、日台民間租税取決めにおいて規定されている。

サービスPE

単一のプロジェク又は関連するプロジェクトについて12か月中183日を超える使用人その他の職員による役務提供活動（コンサルタントの役務の提供を含む）



建設PE

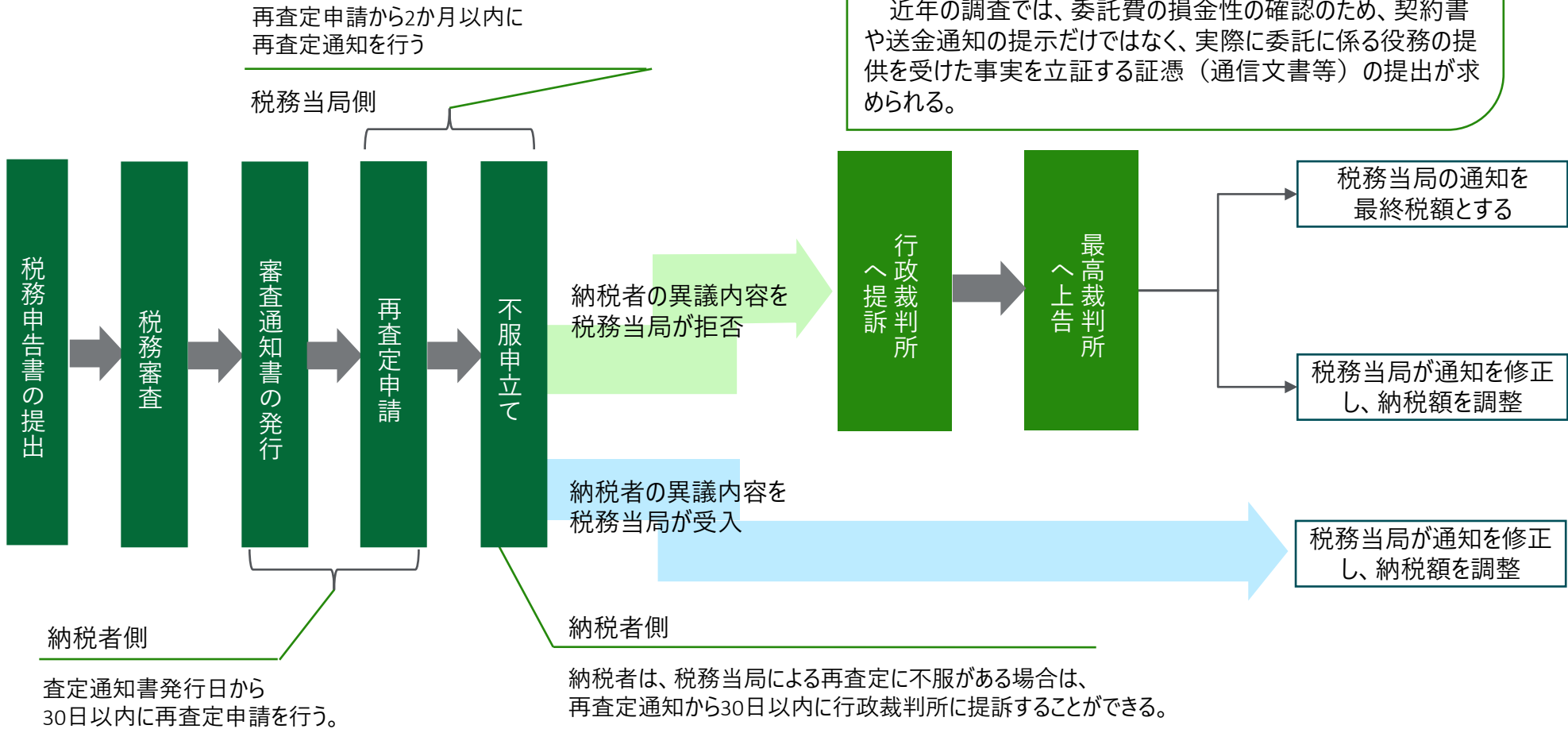
6か月を超える期間存続する建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付工事又はこれらに関連する監督活動



MLI条約の署名：なし（従って、現行有効な日台民間租税取決めのみを参照すればよい。）

税務調査及び異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続き及びプロセス



■ 税務調査

税務当局は申告書の受領後、内容を審査する過程で財政部が公表している類似産業の利益基準に記載されている標準利益率よりも申告における利益率が過少である場合には、個別に調査を行うことができる。

近年の調査では、委託費の損金性の確認のため、契約書や送金通知の提示だけではなく、実際に委託に係る役務の提供を受けた事実を立証する証憑（通信文書等）の提出が求められる。

■ 税務当局の名称：National Taxation Bureau ; NTB

<https://www.etax.nat.gov.tw/etwmain/en>

ホットピックス (1/3)

所得税法第25条を申請し適用が認められた場合、みなし利益率適用により支払額の3%相当額での源泉徴収が可能となる。台湾域外で署名が完了した文書も印紙税の課税文書となる点に留意が必要である。

01

実務上活用したい規定
-所得税法25条-

論点

- **みなし利益率適用の場合、支払額の3%相当額での源泉徴収が可能**
台湾域外法人(非居住者)が台湾域内で行った国際運輸、建設工事請負、技術サービス、機器設備リースの4項目の対価を現地法人(居住者)から收受する場合、原則、現地法人は、当該対価に対して20%の源泉税を徴収し残額を台湾域外法人に送金する。
ただし、台湾域外法人が所得税法第25条を申請し適用が認められた場合、営業収入の15%(国際運輸の場合は10%)を営利事業所得額とみなすことが認められる。この場合、**源泉徴収すべき金額は、支払額の3%ないし2%相当(みなし利益に対して20%の源泉税)に減額される。**

02

実務上注意したい税金
-印紙税-

論点

- **台湾域外で署名が完了した文書も印紙税の課税文書となる**
台湾内外の契約当事者がそれぞれの地域内で署名した場合には、**台湾域内で締結された契約書と扱われる**との解釈通達があるため、留意が必要である。
また、台湾の法令上、印紙税額は契約金額に対して一定の税率を乗じて算定される(請負契約の場合、契約額の1/1000)が、上限金額が定められていない。そのため、契約金額が多額である場合、印紙税の納付もれが、大きな税負担となる可能性がある。

ホットトピックス (2/3)

PEが申告すべき所得の見解が税務当局と納税者との間で異なり、議論になるケースが散見されている。

03

PE関連でよく議論になる項目 その①
-建設PEにおいて申告すべき課税所得

論点

■ 課税対象金額の見解相違

台湾域外法人(非居住者)が自社製品を販売し、台湾において据付工事等を実施する際には、プロジェクト単位で契約を受注することから、子会社や支店ではなく、「工事事務所」(いわゆる建設PE)を開設するケースが多くみられる。

台湾域内税法上、「台湾域外の工事請負者が、台湾域内にて建設工事を請け負い、契約により台湾域外から調達し提供する材料及び機器設備の対価については、法により営業税及び営利事業所得税が課税される」との通達があるため、契約全額が台湾源泉所得の対象として扱われる(「ターンキー課税」と呼ばれる)。一方、日台民間租税取決め上では、台湾域内に帰属する所得のみを課税対象とする「帰属主義」を採用しているため、台湾域内税法との間で課税範囲に差異が生じる。

日本法人は、税務リスクコントロールの為、自社製品の供給契約(オフショア)と役務提供・工事据付契約(オンショア)とを完全に分離し、日台民間租税取決めの適用を前提に、オンショア契約のみを申告対象とすることがある。一方、税務当局は、台湾域内税法を前提に課税を強いることがあり、日本法人がオフショア契約の申告漏れの指摘を受けるケースがある。

04

PE関連でよく議論になる項目 その②
-台湾域内にPEを有する場合の税務手続き

論点

■ 税務手続きの不備(申告漏れ・インボイス発行漏れなど)

台湾域内にPEを有する台湾域外法人(非居住者)は、台湾において申告納税する必要があるが、当該台湾域外法人が、PEを介さず、現地法人(居住者)と直接行った取引について税務当局から申告漏れを指摘されるケースが散見される。つまり、台湾域外法人が実施した取引がPEの関与しない取引であっても、当該取引で稼得した所得はPEの所得として台湾において申告納税することが求められるということの意味する。

また、VATの観点からも同様に、台湾域外法人と現地法人との直接取引に関して、PEが取引の主体であるかのようにVATインボイスを発行し、現地法人からVATを徴収し、これを当局に納付する必要がある。これを怠ると、VATコスト(ペナルティを含む)を台湾域外法人が負担しなければならない可能性が生じる。

ホットトピックス（3/3）

日台民間租税取決めの手続きについては、適用に時間を要する場合がありますので留意する必要があります。

05

日台民間租税取決めの留意点 その①
-事業所得-

論点

- **事業所得について日台民間租税取決めの軽減適用には時間を要する**
日本法人(非居住者)が台湾域内で稼得した事業所得について、日台民間租税取決めの適用を受けることにより、税の軽減又は免除を受けることが期待される。ただし、取決めの発効以前は課税されていた税の軽減を申し入れるものであるため、税務当局は審査に慎重になり、審査期間は半年から1年半もしくはそれ以上を要することが一般的である。従って、**取決めに基づき税の軽減・免除手続きを行うのは、多くの手間と時間を有することに留意が必要である。**

06

日台民間租税取決めの留意点 その②
-配当所得、利子所得、使用料所得-

論点

- **日台民間租税取決めの軽減適用は、所得区分によっては比較的短期間で可能**
日本法人(非居住者)が台湾から受ける配当・利子、ロイヤリティなどの使用料については、台湾域内法に基づく源泉税率は20～21%であるが、日台民間租税取決めの下では10%まで軽減される。実務上、日台民間租税取決めの適用手続きは、事業所得の場合と比較して、**比較的容易に適用を受けられるケースが多い。**

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連措置

| 項目 | ステータス | 内容 |
|------------|-------|--|
| 法人所得税関連 | 施行済み | COVID-19に関連して、隔離や家族の介護のために休暇を取得する従業員、又は政府の感染指揮センターから特別の指示を受けた従業員に支払われる給与に対して200%の所得控除を受けることができる。 |
| | 施行済み | 関係法令に基づきCOVID-19に関連して台湾政府から受け取った補助金、手当、奨励金、補償金等については法人所得税が免除される。 |
| VATなど | 施行済 | COVID-19により経営難に陥っている法人は、事業収入が急減した場合はVATの還付を申請することができる（最大30万NTD） |
| 申告・納税期限の延長 | 施行済み | COVID-19により経営難に陥っている法人は、事業収入が急減した場合は中間納付の免除を受けることができる。 |
| 税務調査関連 | 施行済み | 2020年の申告書の審査において、年間総事業収入が前年比30%以上低い場合には、当該標準利益率が20%引き下げられて審査されることとなっている。 |

台湾の移転価格税制の概要、 台湾特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要 (1/2)

01

移転価格税制導入時期

- 2004年、財政部(以下「MOF」という。)は、「移転価格税制における所得税の評価に関する規則」(以下「TP課税規則」という。)を公布した
- 財政部は、2015年、2017年及び2020年に「TP課税規則」を改正した

02

関連者の定義

■ 「関連企業」とは、次のいずれかに該当する企業をいう

- 他の営利企業の発行済株式の総数又は資本の総額の**20%以上**を直接又は間接に保有している営利企業
- 同一の者が、営利企業と他の営利企業の発行済株式又は資本金の**20%以上**を直接又は間接に所有し、又は支配していること
- 他の営利企業の発行済株式又は資本金のうち、**最も高い割合を占め、かつ、その割合が10%以上**である営利企業
- 営利企業の業務執行株主又は取締役と他の企業の業務執行株主又は取締役の**半数以上が同一**である
- 営利企業が他の営利企業の発行済株式又は総資本の**50%を超える**株式又は総資本を直接又は間接に保有している場合で、第三の営利企業の取締役会の過半数を最初の**二つの企業いずれかに任命**している場合
- 一つの営利企業の会長、支配人その他これに準ずる者若しくは監督者が他の営利企業の会長、支配人その他の監督者であること又は配偶者若しくは二親等内の血族が他の営利企業の会長、支配人その他これに準ずる者であること
- 営利企業の本店が台湾の領域外に所在する場合に、台湾の領域内にあるその支店は、台湾の領域外にあるその本店又は支店と関連企業である。営利企業の本店が台湾の領域内に所在する場合に、台湾の領域内にある本店又は支店は、台湾の領域外にある支店と関連企業である
- 営利企業が他の営利企業の**人事、財務又は業務を直接又は間接に支配**している
- 営利を目的とする事業者と他の事業者との間で、合併契約又は共同して事業を行うことを内容とする契約を締結していること
- その他の場合

■ 「関連者」とは、前述の「関連企業」又は次の者をいう

- 収益事業者及び当該収益事業者からその貸借対照表の基金の総額の**1/3以上**に相当する額の贈与を受けた財団
- 営利企業及びその理事の総数の**二分の一以上**が当該営利企業の理事、監事、理事長その他これらに準ずる者又はその配偶者である財団;
- 収益事業者並びにその理事、監督委員、支配人その他これに準ずる者、副支配人、支配人補佐及び支配人の直接の監督を受ける部長;
- 収益事業者及びその取締役、監督委員、支配人その他これに準ずる者又は上司の配偶者;
- 営利を目的とする事業者及びその会長、支配人その他これに準ずる者の二親等内の親族;および
- 営利を目的とする企業及び当該企業を支配する権限又は当該企業の人事、財務、事業の運営若しくは経営の方針に対して重要な影響力を有することが明らかな者。

移転価格税制の概要 (2/2)

03

- 5年(詐欺その他不正な手段によって租税回避する意思がないとき)
- 7年(法定の期間内に申告しなかったとき、又は詐欺その他不正の行為により租税回避するしようとするとき)

独立企業間価格の算定方法

(棚卸資産取引)

- Comparable uncontrolled price method (CUP法)
- Resale price method (RP法)
- Cost plus method (CP法)
- Comparable profit method (CPM)
- Transactional profit split method (PS法)
- その他税務当局が認める方法

(無形資産取引)

- Comparable Uncontrolled Transaction Method(CUT法)
- Comparable Profit Method (CPM)
- Profit Split Method (PS法)
- Income-based Approach
- その他税務当局が認める方法

(役務提供取引)

- Comparable uncontrolled price method (CUP法)
- Cost plus method (CP法)
- Comparable profit method (CPM)
- Profit split method (PS法)
- その他税務当局が認める方法

(資金貸借取引)

- Comparable uncontrolled price method (CUP法)
- Cost plus method (CP法)
- その他税務当局が認める方法

04

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との民間租税取決めの有無：あり（発効日：2016年6月13日）
- 実務上の適用可能性：あり（二地域間APAの案件が協議されている。）

LF/MFの概要 (1/2)

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

- 次に示す基準に該当する場合はローカルファイルを準備する必要がある。それ以外の場合は、代替TP文書（「STPD」）を準備する。

| 年間の事業収入と事業外収入の合計（単位：NTD） | その他の基準 |
|--------------------------|---|
| 300百万～500百万 | <ul style="list-style-type: none">• 2百万NTDを超える税制上の優遇措置を適用;または、税務申告年度において800万NTDを超える欠損を相殺する;台湾域外に関連企業を持っている• 関連当事者との年間取引額 2億NTD以上 |
| >500百万 | <ul style="list-style-type: none">• 関連当事者との年間取引額 2億NTD以上 |

②作成期限

- 税務申告書の提出期限

③提出期限

- 事業者は、税務当局から通知を受けてから**1か月以内**にローカルファイル又はSTPDを提出しなければならない。
- 期限内に提出できない場合は、期限前に延長申請を行う。**延長は1回のみ許可**され、1か月を超えることはできない。

④作成言語

- **中国語**。提供される資料が外国語である場合は、税務当局が英語版を採用することを承認しない限り、中国語翻訳文を添付する。

⑤罰則

- 企業が調査を拒否したり、関連情報の提出を拒否した場合には、**3,000NTDから3万NTD**の罰金を科す。
- 税務当局は、企業が関連するTP情報を提出せず、関連取引が独立企業原則に準拠していることを証明できない場合、標準利益率に基づいてTP評価を行い、**最高2倍の付加税**を追徴する権利を有する。
- 企業が関連するTP情報で関連取引を開示せず、税務当局が関連取引の年間課税所得の5%以上に達する追加課税所得を増加させる課税を行う場合;年間の純営業収益の1.5%以上に相当する金額に対しては、**最高2倍の追徴課税**を同時に科すことができる。

LF/MFの概要 (2/2)

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- 台湾企業が多国籍企業グループ(MNC) に属している
- 台湾企業の年間売上高は**30億NTD**を超え、年間域外関連取引額が**15億NTD**を超える

②作成／提出期限

- 会計年度終了後**1年以内**

国別報告書に相当する情報の概要

国別報告書に相当する情報の概要

(セカンダリーファイリング*の場合のみ)

①作成義務対象者

- 多国籍企業グループの最終親会社 (UPE) の連結売上高が前年度において**270億NTD**を超えている。
- 台湾以外に最終親会社が所在する場合、最終親会社が自国において国別報告書を提出する義務を負わない場合、又は税務当局が自動的な情報交換によって国別報告書を取得できない場合には、台湾企業は国別報告書に相当する情報を提出する義務を負う。

②提出期限／作成期限

- 会計年度終了後**1年以内**

③罰則

- 企業が調査を拒否したり、関連情報の提出を拒否した場合には、**3,000NTDから3万NTD**の罰金を科す。
- 企業が関連するTP情報で関連取引に関する情報を開示せず、税務当局が関連取引の年間課税所得の**5%以上**に達する追加課税を行う場合、年間の純営業収益の**1.5%以上**に相当する金額に対しては、**最高2倍の追徴課税**を同時に科すことができる。

④国別報告書に相当する情報に係る通知書 (Notification) の要否

- 企業は当期法人所得税の確定申告をする際に税務当局に届け出なければならない。

* 究極の親会社の所在する国において国別報告書に係る法令が整備されていない場合、当該構成会社がその所轄税務当局を通じて国別報告書に相当する情報を提出すること

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

無形資産に係る取引

論点

- 財政部は、2020年12月28日、「TP課税規則」を改正した。本改正は、以下の**無形資産に係る関連取引**に焦点を当てている。
 - 無形資産の定義の更新
 - 無形資産取引の評価における開発、改良、維持、保護及び活用 (DEMPE) 活動の比較可能性分析
 - 無形資産取引の独立企業間取引性を評価するTP手法として、インカム・ベース・アプローチを導入
- 多国籍企業は、適切に評価されていない重要な経済価値を有する無形資産について認識し、関連当事者の無形資産への貢献度を評価し、**合理的な利益**を配分すべきである。これにより、企業は社内TPポリシーを適切に調整できる。税務当局がこの分野について、より多くの移転価格税制調査を実施すると予想される。

02

移転価格調査の新しい動向
(デジタル調査、詳細レビュー、
二次調査)

論点

- **デジタルツールの使用**は税務当局で一般的になりつつある。ビッグデータを分析し、コンピューターシステムを活用して調査対象を体系的に選定した後、税務当局が調査対象をさらに判断・選定することも可能である。
- 最近では、関連当事者や取引ごとに個別に取引を検証するよう求められるケースもあります。このような変化は、企業が無視できない税務調査の新たな課題になる。
- 最近の統計によると、すでに多くのケースが二次調査の対象となっている。将来的には、国別報告書に相当する情報、MF、またはグループの年次報告書によって、税務当局はより多くの税務情報を入手し、調査対象となる事例をより多く収集できるようになる。
- 多国籍企業は、内部移転価格ポリシー文書、契約、各関連者の機能及びリスクなど、関連当事者の取引に関する文書又は裏付け資料を**事前に作成**するよう努めるべきである。詳細な報告書を作成し、グループの利益配分を適時に見直すことにより、グループの移転価格リスクを効果的に低減することができる。

移転価格税制の動向（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響）

| | |
|---|---|
| 移転価格調査 における影響 | 現在の所、税務調査に特段の影響は出ていない |
| APA申請・審査・相互協議 における影響 | 特に影響は見受けられない |
| COVID-19へ対応する 移転価格実務 (比較可能性の検討、 特殊要因の検討、 その他の取扱いの検討等) | 当局はガイダンスは出していない。ただし、COVID-19の影響を受けた企業は、これに関連する損失や利益低減に関して、根拠を示す資料の準備をしておくことが求められる |

お問い合わせ

運営受託：デロイト トーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2021年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク（総称して“デロイト ネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001